新

（特記仕様書への委任）

第２条　受注者は、工事の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。

（１）県産品優先使用に係る特記仕様書（ただし、予定価格が23億円以上の工事を除く。）

（２）工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書

~~（３）快適トイレの設置に関する特記仕様書~~

（３）工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

２　受注者は、前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなければならない。

工事の種類	特記仕様書
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書
設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書
設計図書によりICT活用の対象とする工事	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）「発注者指定型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工）「発注者指定型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工）「受注者希望型」特記仕様書
設計図書により週休２日確保の対象とする工事	週休２日確保工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）
	週休２日確保工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）
	週休２日交替制工事の試行に関する特記仕様書
設計図書により快適トイレの設置の対象とする工事	快適トイレの設置に関する特記仕様書（発注者指定型）
	快適トイレの設置に関する特記仕様書（受注者希望型）
設計図書により建設キャリアアップシステム活用の対象とする工事	ＣＣＵＳ活用モデル工事特記仕様書
設計図書により情報共有システム使用の対象とする工事	情報共有システム試行工事に係る特記仕様書（受注者希望型）
設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書
数量算出資料を省略する工事	数量算出資料の省略に関する特記仕様書
設計図書により熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象とする工事	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書

旧

（特記仕様書への委任）

第２条　受注者は、工事の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。

（１）県産品優先使用に係る特記仕様書（ただし、予定価格が23億円以上の工事を除く。）

（２）工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書

（３）快適トイレの設置に関する特記仕様書

（４）工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

２　受注者は、前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなければならない。

工事の種類	特記仕様書
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書
設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書
設計図書によりICT活用の対象とする工事	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）「発注者指定型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）「受注者希望型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工）「発注者指定型」特記仕様書
	愛媛県土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工）「受注者希望型」特記仕様書
設計図書により週休２日確保の対象とする工事	週休２日確保工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）
	週休２日確保工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）
	週休２日交替制工事の試行に関する特記仕様書
設計図書により建設キャリアアップシステム活用の対象とする工事	ＣＣＵＳ活用モデル工事特記仕様書
設計図書により情報共有システム使用の対象とする工事	情報共有システム試行工事に係る特記仕様書（受注者希望型）
設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書
数量算出資料を省略する工事	数量算出資料の省略に関する特記仕様書
設計図書により熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象とする工事	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr>
<td>目次
第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　施工管理及び現場管理（第６条―第８条）
第３章　再生資材及び建設副産物（第９条―第12条）
第４章　安全管理（第13条―第15条）
第５章　使用材料
第１節　コンクリート（第16条）
第２節　鉄鋼スラグ等（第17条―第24条）
第３節　溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第25条―第30条）
~~第４節　ゴム製品等（第31条）~~

第４節　ゴム製品等削除</td>
<td>目次
第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　施工管理及び現場管理（第６条―第８条）
第３章　再生資材及び建設副産物（第９条―第12条）
第４章　安全管理（第13条―第15条）
第５章　使用材料
第１節　コンクリート（第16条）
第２節　鉄鋼スラグ等（第17条―第24条）
第３節　溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第25条―第30条）
第４節　ゴム製品等（第31条）

第４節　ゴム製品等
（ゴム製品等の品質証明）
第31条　受注者は、東洋ゴム化工品株式会社又はニッタ化工品株式会社（以下「同社」という。）が製造した製品や材料（以下「ゴム製品等」という。）を用いる場合は、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（同社と資本面及び人事面で関係がない者をいう。）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
２　前項の規定により実施する品質の確認にあたっては、次の試験及び検査項目を参考として、製品の種類に応じて求められる機能を確認するものとする。
<table><tr><th>試験名</th><th>計測項目</th></tr><tr><td>通常状態での試験
（常態試験）</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率
（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table>３　第１項の承諾を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免除されるものではない。よらなければならない。</td>
</tr>
</table>